

# 時短営業の協力金

— 申請サポート実施中 —



コロナ感染防止というみんなの利益のために、飲食店を休業・時短営業している事業主の皆さんが協力金を受け取ることは当然の権利です。民商は申請から経営相談まで親身にサポート。また事業者に対する協力金の増額と支援の拡充を求めて運動しています。お気軽にご相談下さい。

## ●【第1期】福岡県感染拡大防協力金

給付要件	区域	福岡県内全域
	対象施設	飲食店営業許可・喫茶店営業許可を得ている施設 (ネットカフェ、漫画喫茶、宅配専門などは対象外)
	要請期間	令和3年1月16(土)0時から2月7日(日)24時 1月18日までに要請に応じている事業者も対象
	時短営業	営業時間を5時から20時までの間とすること(休業も対象)
	酒類提供	11時から19時までとすること
給付額	1/16から時短	1店舗あたり 138万円
	1/17から時短	1店舗あたり 132万円
	1/18から時短	1店舗あたり 126万円
申請受付期間 ※	令和3年2月8日(月)から3月7日まで	

※緊急事態宣言延長に伴う第2期(2/8~3/7分)の協力金は3/8から申請受付予定です。

### 【必要書類】

福岡県感染拡大防止協力金申請書、誓約書、免許証、確定申告書、営業許可証、写真(店舗名がわかるもの、時短営業・酒類提供時間の張り紙等)など

制度の詳細は  
ご相談下さい

迷っている方はご相談を

**民商** コロナに負けず  
商売つづけよう



悩みに 福

☎ 0120-7832-29